

公告第 204 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第16条第 1 項の規定に基づき、県中都市計画地区計画の案を作成するため、公聴会を次のとおり開催する。

令和 7 年 7 月 14 日

郡山市長 椎 根 健 雄

1 都市計画の案の内容

（１）種類及び名称

県中都市計画地区計画（安積町鶴坦地区計画）

（２）位置及び都市計画を変更する区域

郡山市安積町成田字鶴坦及び長久保二丁目の一部の区域

2 開催日時及び開催場所

（１）日時

令和 7 年 8 月 12 日（火） 午後 2 時から

（２）場所

郡山市朝日一丁目 29 番 9 号

郡山市総合福祉センター 5 階集会室

3 公述

（１）公述人の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）は本市の区域内に住所を有する者及び当該都市計画について利害関係を有する者とする。

（２）公述の申出

公述人になろうとする者は、令和 7 年 7 月 28 日（月）までに、住所、氏名及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）を市長に提出しなければならない。

（３）提出先

郡山市都市構想部都市政策課（郡山市役所本庁舎 3 階）

（４）公述人の選定

第 2 号に規定する書面において意見の要旨を同じくするものが複数あるときは、市長に当該書面を提出した者のうちから、公述する者を選定することがある。

4 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間

（１）場所

郡山市都市構想部都市政策課（郡山市役所本庁舎 3 階）

（２）期間

令和 7 年 7 月 14 日（月）から令和 7 年 7 月 28 日（月）まで（郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条に規定する市の休日を除く。）

（３）時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

5 公聴会の中止

第3項に規定する公述の申出がないときは公聴会を中止する。